

○苫小牧市水道事業給水条例

昭和35年10月26日

条例第23号

[昭和26年12月13日条例第60号苫小牧市水道使用条例を全文改正]

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、苫小牧市水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕及び撤去（以下「新設等」という。）に関する工事をいう。
- (3) 指定給水装置工事事業者 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の規定により市長が指定した者をいう。

(給水装置の種類)

第3条 給水装置の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 私設消火栓 私設の消防用に使用するもの

第2章 給水装置の新設等

(給水装置の新設等の承認)

第4条 給水装置の新設等（修繕を除く。）をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の場合において必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わ

る書類の提出を求めることができる。

(水道利用加入金)

第5条 給水装置の新設又は水道メーター（以下「メーター」という。）の口径の増径を伴う改造をしようとする者は、市長が別に定める場合を除き、前条第1項の市長の承認を受ける際に、水道利用加入金（以下「加入金」という。）を納入しなければならない。ただし、市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、加入金の全部又は一部を免除することができる。

- 2 給水装置の新設に係る加入金の額は、メーターの口径に応じ別表第1号に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 3 メーターの口径の増径を伴う給水装置の改造に係る加入金の額は、改造後のメーターの口径に係る前項の加入金の額と改造前のメーターの口径に係る同項の加入金の額との差額とする。

(給水装置の新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設等（修繕を除く。）に要する費用は、当該給水装置の新設等をする者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することがある。

(給水装置工事の施行)

第7条 給水装置工事は、法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）であるときを除き、指定給水装置工事事業者でなければ施行することができない。ただし、市長が必要と認めるときは、市が給水装置工事を施行するものとする。

- 2 給水装置の新設等（修繕を除く。）をしようとする者が指定給水装置工事業者に給水装置工事を施行させるときは、第4条第1項の市長の承認を受ける際に、当該給水装置工事に係る設計について、市長の審査（使用材料の確認を含む。）を受けなければならない。
- 3 前項の規定により設計の審査を受けて施行した給水装置工事が完成したときは、市長が別に定める場合を除き、遅滞なく市長の検査を受けなければならない。

(給水装置に係る構造等の指定及び工法等の指示)

第8条 市長は、災害等の場合における給水装置の損傷の防止及び損傷した給水装置の迅速適切な復旧のため必要があると認めるときは、配水管の取付口からメーターまでの間の給水装置の構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対して、配水管に給水管を取り付ける給水装置工事及び配水管の取付口からメーターまでの間の給水装置工事に関する工法、工期その他の施行上の条件について必要と認める指示をすることができる。

(工事費の算出方法)

第9条 市が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 間接経費

2 前項に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出について必要な事項は、別に市長が定める。

(工事費の納入)

第10条 市長に給水装置工事を申し込む者(以下「工事申込者」という。)は、前条の規定により算出した工事費を前納しなければならない。ただし、国、地方公共団体及びこれに準じるものの申込みによる給水装置工事については、この限りでない。

2 前項の工事費に、設計変更等による過不足が生じた場合は、清算を行う。

3 第1項の工事費は、市長が特別の事情があると認めたときは、新設に関する給水装置工事に限り分納することができる。ただし、分納する額に対しては、市長が別に定める利子を加算する。

(給水装置所有権の移転等)

第11条 市が給水装置工事を施行した場合における当該給水装置の所有権は、当該給水装置工事の工事費が完納されたときに、当該工事申込者に移転するものとする。

2 給水装置工事の完成後前項の規定による所有権移転の時までの間の当該給水装置の管

理は、当該工事申込者の責任とする。

(工事費未納の場合の措置)

第12条 市が施行した給水装置工事の工事費を工事申込者が指定期限内に納入しないときは、市長は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、給水装置を撤去する場合において市が受けた損害については、工事申込者が賠償しなければならない。

(災害の復旧、配水管の整備等の場合の措置)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該給水装置の所有者又は使用者の同意がなくても、当該給水装置工事を施行することができる。

(1) 非常災害、感染症の発生その他これらに準じる場合であつて、災害の復旧、被害の拡大の防止等のため給水装置に臨時応急の措置を講じる必要があるとき。

(2) 配水管の整備により給水装置に変更を加える必要があるとき。

(3) その他特別の事由により市長が必要と認めるとき。

2 前項の給水装置工事に要する一切の費用は、その給水装置工事を必要とさせた者の負担とする。

### 第3章 給水

(給水の原則)

第14条 市長は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、給水を制限又は停止することはできない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その区域及び期間を定めて、関係者に周知する措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため、損害を生ずることがあつても、市はその責を負わない。

(給水契約の申込み)

第15条 水道を使用しようとする者は、市長に給水契約の申込みをし、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は市長において必要があると認めるときは、給水装置所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を選定し、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の代理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(管理人の選定)

第17条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) その他市長が必要と認めた者

2 市長は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第18条 給水装置の新設又は改造(メーターの口径の変更を伴うものに限る。)をする者は、次条第1項の規定により市が貸与するメーターを自己の負担で設置しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、メーターは、容易かつ適正に計量することができると市長が認める位置に設置しなければならない。

3 第1項の場合を除き、次条第1項の規定により貸与するメーターは、市が設置するものとする。

(メーターの貸与)

第19条 メーターは、市が水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に貸与する。

2 メーターの貸与を受けた者は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 前項の規定による管理義務を怠つたために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届け出)

第20条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出

なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 水道の用途を変更するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があつたとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があつたとき。
- (3) 管理人又は代理人の氏名又は住所に変更があつたとき。
- (4) 水道を消防の用に供したとき。

(私設消火栓の使用)

第21条 私設消火栓は、消防又は市長が特に承認する消防演習その他の用途以外の用途に使用してはならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第22条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもつて、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があると認めたときは、ただちに市長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長がその費用を負担させる必要がないと認めたときは、この限りでない。

3 第1項の管理義務を怠つたことにより生じた損害は、当該水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第23条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から検査の請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

#### 第4章 水道料金及び手数料

(水道料金の徴収)

第24条 水道料金は、水道の使用者から徴収する。

(水道料金)

第25条 水道料金は、基本料金及び超過料金の合計額（計量栓以外の場合については、基本料金）に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 基本料金は、給水装置の種別、用途及びメーターの口径の区分に応じ、1月当たり別表第2号のとおりとする。ただし、私設消火栓については、使用水量に応じ、同表のとおりとする。

3 超過料金は、用途の区分及び使用水量に応じ、1月当たり別表第2号のとおりとする。

(水道料金の算定)

第26条 水道料金は、隔月の定例日（水道料金の算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。以下同じ。）に使用水量を計量し、その計量した使用水量を各月均等とみなして、当該使用水量に基づき算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は、定例日以外の日に使用水量を計量し、水道料金を算定することができる。

2 前項の規定による使用水量の計量は、第18条の規定により設置したメーターによるものとする。

(使用水量及び用途の認定)

第27条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

(1) メーターに異状があつたとき。

(2) 2種以上の用途に水道を使用する場合でその使用水量を区分する必要があると認められたとき。

(3) 使用水量が不明のとき。

(4) 積雪、氷結その他特別の事情により、メーターの検針ができないとき。

2 前項の使用水量の認定は、前2回の計量による使用水量その他の事情を考慮して行う。

(水道料金の算定の特例)

第28条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめ、若しくは中止した場合において、その月の使用日数又は使用水量が給水装置の種別の区分に応じて規則で定める日数又は水量以下であるときは、その月の基本料金は、半額とする。

2 月の中途において用途又は給水装置の種別若しくはメーターの口径の区分に変更があった場合は、使用日数の多い区分の水道料金を適用する。

(臨時使用の場合の概算の水道料金の前納)

第29条 工事その他の理由により、臨時的に水道を使用しようとする者は、水道の使用申込みの際、市長が定める概算の水道料金を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算の水道料金は、水道の使用をやめたときに精算する。

(水道料金の徴収方法)

第30条 水道料金は、納入通知書により2月分を隔月に徴収する。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、臨時徴収することができる。

(指定給水装置工事事業者の指定申請等手数料)

第31条 法第25条の2第1項(法第25条の3の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により申請をする者は、当該申請の際に、手数料として10,000円を納入しなければならない。

(設計審査及び完成検査の手数料)

第32条 第7条第2項の規定による設計の審査又は同条第3項の規定による検査を受けようとする者は、第4条第1項の市長の承認を受ける際に、別表第3号に定める手数料を納入しなければならない。

(貯水槽水道検査の手数料)

第33条 第41条第1項の規定による検査を受けようとする者又は同条第2項の規定による検査を行おうとする者は、あらかじめ、別表第4号に定める手数料を納入しなければならない。

(水道料金及び手数料の免除)

第34条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納入しなければならない水道料金又は手数料の全部又は一部を免除することができる。

## 第5章 管理

(給水装置の検査等)



第35条 市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、必要な措置を講ずべき旨を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第36条 市長は、水道の使用者（水道を使用しようとする者を含む。次項において同じ。）の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和33年政令第336号）第6条に定める基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置を当該基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水道の使用者の給水装置が市又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に定める基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第37条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用者が、第9条の工事費又は第25条の水道料金を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の使用者が、正当な理由がなくて、第26条第1項の規定による使用水量の計量又は第35条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水装置を汚染するおそれのある器物又は施設と連絡する等給水装置の使用が不適切で他の水道の使用者に障害を及ぼすおそれがある場合であつて、市長が警告をしても、当該不適切な使用を改めないとき。

(給水装置の切離し)

第38条 市長は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が、90日以上にわたり所在が不明であり、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第4条第1項の承認を受けないで、給水装置の新設等（修繕を除く。）をした者

(2) 正当な理由がなくて、第12条第1項の規定による給水装置の撤去、第18条第3項の規定によるメーターの設置、第26条第1項の規定による使用水量の計量、第35条の規定による検査又は第36条若しくは第37条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第19条第2項又は第22条第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠つた者

(4) 第21条の規定に違反して私設消火栓を使用した者

(水道料金等を免れた者に対する過料)

第40条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第5条の加入金、第25条の水道料金又は第31条若しくは第32条の手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（その金額が5万円未満のときは、5万円）以下の過料を科することができる。

## 第6章 貯水槽水道

(貯水槽水道の管理等)

第41条 貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）のうち簡易専用水道の設置者は、法第34条の2の規定により、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、規則で定める基準に従い当該貯水槽水道を管理するとともに、規則で定めるところによりその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(指導、助言及び勧告等)

第42条 市長は、貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者

に対し、指導、助言及び勧告をすることができる。

- 2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うよう努めるものとする。

## 第7章 補則

(委任)

第43条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（以下「新条例」という。）の施行前に、旧条例の規定によつてされた承認、検査その他の処分、又は申込み、届出その他の手続は、それぞれ新条例の相当規定によつてされたものとみなす。
- 3 新条例施行の際、旧条例の規定に基いて現に受付中の検査等の手数料については、従前の例による。

附 則（昭和39年3月30日条例第11号改正）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年4月1日条例第19号改正）

この条例は、昭和39年5月1日から施行する。

附 則（昭和40年4月1日条例第13号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年7月1日条例第24号改正）

- 1 この条例は、昭和41年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の苫小牧市水道事業給水条例の規定に基づいて徴収し、又は徴収すべきであつた水道料金については、なお従前の例による。

附 則（昭和41年12月15日条例第34号改正抄）

- 1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則（昭和43年4月1日条例第17号改正）

- 1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正前の苫小牧市水道事業給水条例の規定に基づいて徴収し、又は徴収すべきであった水道料金については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年4月1日条例第16号改正）

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市水道事業給水条例別表1から別表3までの規定は、昭和51年4月分の料金及び手数料から適用し、同月前の料金及び手数料については、なお従前の例による。ただし、隔月に計量する水道料金については、昭和51年6月の計量に係るものから適用し、同月前の計量に係る水道料金については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年4月1日条例第10号改正）

- 1 この条例は、公布の日から起算して2月を経過した日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給水装置の工事（以下「工事」という。）の申込みをする者について適用する。ただし、施行日前に工事の申込みをした者であっても、施行日から起算して3月以内に工事を完成しないものについては、改正後の条例第5条の2の規定を適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に工事の申込みをした者で、施行日以後メーターの口径の増径に係る設計変更をするものについては、改正後の条例第5条の2第3項に規定するメーターの口径の増径を伴う改造工事とみなし、同条同項の規定を適用する。

附 則（昭和57年3月1日条例第3号改正）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。  
（料金に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の苫小牧市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）別表第2号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用水量に係る水道料金から適用し、施行日前の使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前の水道メーターの使用に係る使用料金については、なお従前の例による。

- 4 使用水量の計量を要する水道料金及び水道メーターの使用料金（以下「料金」という。）のうち、施行日以後の最初の計量に係る料金については、改正後の条例第26条及び前2項の規定にかかわらず、市長が定めるところにより額を算定する。

附 則（平成6年3月4日条例第2号改正）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。  
（水道利用加入金に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の苫小牧市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の2及び別表第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申込みに係る給水装置の新設工事又は改造工事（以下「工事」という。）に係る水道利用加入金（以下「加入金」という。）について適用し、施行日前の申込みに係る工事に係る加入金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前の申込みに係る工事について施行日以後にメーターの口径の増径を伴う設計変更をする場合の当該工事に係る加入金の額は、改正後の条例第5条の2及び別表第1号の規定により算出される加入金の額の範囲内で市長が別に定める。

（水道料金に関する経過措置）

- 4 改正後の条例第25条、第26条、第28条及び別表第2号の規定は、施行日以後の水道の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の水道の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 5 前項の規定にかかわらず、施行日前から引き続く水道の利用者について施行日以後最初に算定する水道料金は、市長が別に定めるところにより算定する。

附 則（平成7年3月16日条例第7号改正）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月31日条例第16号改正）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。  
(水道利用加入金に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の苫小牧市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申込みに係る給水装置の新設工事又は改造工事（以下「工事」という。）に係る水道利用加入金（以下「加入金」という。）について適用し、施行日前の申込みに係る工事に係る加入金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前の申込みに係る工事について施行日以後にメーターの口径の増径を伴う設計変更をする場合の当該工事に係る加入金の額は、改正後の条例第5条の2の規定により算出される加入金の額の範囲内で市長が別に定める。  
(水道料金に関する経過措置)
- 4 改正後の条例第25条の規定は、次の各号に掲げる水道料金の区分に応じ、当該各号に定める日以後の使用水量の計量（第3号に掲げる水道料金にあつては、水道の使用。以下同じ。）に係る水道料金（施行日以後の使用に係る水道料金に限る。）について適用し、同日前の使用水量の計量に係る水道料金については、なお従前の例による。
  - (1) 計量栓に係る水道料金（次号に掲げる水道料金を除く。） 平成9年6月1日
  - (2) 工事その他の理由により臨時的に水道を使用する場合の前納に係る水道料金で施行日以後の使用申込みに係るもの 施行日
  - (3) 定額栓又は共用給水装置に係る水道料金 施行日附 則（平成10年3月30日条例第7号改正）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第4条、第7条及び第8条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする給水装置の新設、改造及び撤去並びに施行日以後に施行する給水装置工事（以下「給水装置の新設等」という。この条例による改正前の苫小牧市水道事業給水条例（以下「改正前の条例」という。）第5条第1項の規定により施行日前にした同項の申込み（以下「施行日前の申込み」という。）に係る給水装置の新設等を除く。）について適

用し、施行日前の申込みに係る給水装置の新設等については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際、現に設置されている給水装置であつて、改正前の条例第7条第1項の指定業者の施行した給水装置工事に係るもの（同条第2項の工事検査を受けたものに限る。）は、改正後の条例第36条第2項の規定の適用については、同項の指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものとみなす。

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（平成11年3月24日条例第5号改正）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月28日条例第21号改正）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る使用料、占用料、家賃、割増賃料及び料金（以下「使用料等」という。）について適用し、施行日前の期間に係る使用料等については、なお従前の例による。

- (1) 苫小牧市財産条例第3条第4項
- (2) 苫小牧市営住宅管理条例第58条
- (3) 苫小牧市道路占用料徴収条例第5条
- (4) 苫小牧市都市公園条例第15条
- (5) 苫小牧市下水道条例第26条
- (6) 苫小牧市水道事業給水条例第40条

附 則（平成12年12月28日条例第34号改正）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年12月27日条例第29号改正）

この条例は、平成15年3月1日から施行する。

附 則（平成23年3月2日条例第1号改正）

改正 平成23年7月7日条例第13号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第1条中苫小牧市水道事業給水条例第3条、第15条、第17条、第24条及び第26条の改正規定並びに同条例別表第2号の改正規定（「

	定額 栓		一戸につき 1,100円		
	共用給水装置		一戸につき 650円		
	私設消火栓 演習用		1立方メートルにつき 180円		

」を「

	私設消火栓 演習用		1立方メートルにつき 180円		
--	--------------	--	--------------------	--	--

」に改める部分に限る。)並びに第2条の規定は、公布の日から施行する。

(水道料金に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の苫小牧市水道事業給水条例第25条及び別表第2号の規定は、平成23年10月1日以後に行う水道の使用水量の計量に係る水道料金について適用し、平成23年10月1日以前に行う水道の使用水量の計量に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成23年10月1日以前に水道の使用を中止し、当該水道の使用について平成23年10月1日以後に水道の使用水量の計量により算定された水道料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年7月7日条例第13号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月21日条例第9号改正)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。



附 則（平成26年 3月18日条例第11号改正抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。

（水道利用加入金に関する経過措置）

- 3 第3条の規定による改正後の苫小牧市水道事業給水条例（以下「改正後の給水条例」という。）第5条の規定は、施行日以後の給水装置の新設工事又は改造工事（以下「給水装置の工事」という。）の申込みに係る水道利用加入金（以下「加入金」という。）について適用し、施行日前の給水装置の工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

（水道料金に関する経過措置）

- 4 改正後の給水条例第25条の規定は、次の各号に掲げる水道料金の区分に応じ、当該各号に定める日以後の使用水量の計量に係る水道料金について適用し、同日前の使用水量の計量に係る水道料金については、なお従前の例による。

(1) 計量栓に係る水道料金（次号に掲げる水道料金を除く。） 平成26年 6月 1日

(2) 給水装置の工事その他の理由により臨時的に水道を使用する場合の前納に係る水道料金で施行日以後の使用申込みに係るもの 施行日

附 則（平成26年12月18日条例第41号改正）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月 1日から施行する。

（水道料金に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の苫小牧市水道事業給水条例第25条及び別表第2号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う水道の使用水量の計量に係る水道料金について適用し、施行日前に行う水道の使用水量の計量に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に水道の使用を中止し、当該水道の使用について施行日以後に水道の使用水量の計量により算定された水道料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 9 月 25 日 条例第 17 号 改正抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（水道利用加入金に関する経過措置）

- 5 第 5 条の規定による改正後の苫小牧市水道事業給水条例（以下「改正後の給水条例」という。）第 5 条の規定は、施行日以後の給水装置の新設工事又は改造工事（以下「給水装置の工事」という。）の申込みに係る水道利用加入金（以下「加入金」という。）について適用し、施行日前の給水装置の工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

（水道料金に関する経過措置）

- 6 改正後の給水条例第 25 条の規定は、施行日以後の水道の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の水道の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 7 前項の規定にかかわらず、施行日前から引き続く水道の使用者について施行日以後最初に算定する水道料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 9 月 25 日 条例第 19 号 改正）

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1 号（第 5 条関係）

メーターの口径	金額
	円
13ミリメートル	36,000
20 "	100,000
25 "	190,000
40 "	740,000
50 "	1,300,000
75 "	3,600,000
75ミリメートルを超えるもの	市長が別に定める額

別表第 2 号（第 25 条関係）

給水装置の種別	用途	基本料金		超過料金	
		メーターの口径	金額	使用水量	金額（1立方メートルにつき）
専用 給水 装置	計量栓 家事 用	25ミリメートル以下	890円	8立方メートルまで	20円
		40ミリメートル以上 50ミリメートル以下	2,840円	8立方メートルを超え20立方メートルまで	115円
		75ミリメートル以上 100ミリメートル以下	6,740円	20立方メートルを超え100立方メートルまで	140円
		150ミリメートル以上	13,640円	100立方メートルを超えるもの	148円
	業務 用	25ミリメートル以下	1,810円	10立方メートルまで	30円
		40ミリメートル以上 50ミリメートル以下	3,900円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	178円
		75ミリメートル以上 100ミリメートル以下	7,800円	20立方メートルを超え100立方メートルまで	192円
		150ミリメートル以上	14,800円	100立方メートルを超えるもの	204円
	浴場 用	25ミリメートル以下	4,700円	100立方メートル	48円
		40ミリメートル以上	6,400円	を超えるもの	
	臨時	25ミリメートル以下	4,000円	10立方メートルを	360円

	用	40ミリメートル以上	5,800円	超えるもの	
私設消火栓	演習用		1立方メートルにつき 180円		

別表第3号（第32条関係）

区分				手数料〔メーター1個につき〕	
事務	給水装置工事				
設計の審査	新設	1棟にメーターが1個の場合	メーター口径25ミリメートル以下	13,000円	
			メーター口径40ミリメートル以上	16,400円	
		1棟にメーターが2個以上の場合	メーター口径25ミリメートル以下	11,400円	
			メーター口径40ミリメートル以上	14,700円	
		臨時使用の場合	メーター口径25ミリメートル以下	5,500円	
			メーター口径40ミリメートル以上	6,400円	
	改造			メーター口径25ミリメートル以下	3,400円
				メーター口径40ミリメートル以上	5,900円
検査	新設	1棟にメーターが1個の場合	メーター口径25ミリメートル以下	14,300円	
			メーター口径40ミリメートル以上	17,300円	
		1棟にメーターが2個以上の場合	メーター口径25ミリメートル以下	12,200円	
			メーター口径40ミリメートル以上	15,200円	
		臨時使用の場合	メーター口径25ミリメートル以下	6,800円	
			メーター口径40ミリメートル以上	7,600円	
	改造			メーター口径25ミリメートル以下	3,800円
				メーター口径40ミリメートル以上	6,400円

別表第4号（第33条関係）

種類	手数料（1件につき）
----	------------

一般検査	18,200円
簡易検査	2,400円